

鶴川駅周辺地区 バリアフリー基本構想【駅周辺エリアの改定版】の概要

バリアフリー基本構想の改定について

町田市では、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に従い、2013年度までに市内10地区のバリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー整備を進めてきました。

各基本構想を策定してから5年以上経過し、社会情勢や地区の状況が変化したことから、基本構想の評価・まちの状況の変化に応じた改定を順次実施しています。

鶴川駅周辺地区においては、鶴川駅周辺再整備方針に基づき駅周辺再整備が進んでいることから、それらの整備を踏まえて、鶴川駅周辺エリアについて、基本構想を改定しました。

1. 鶴川駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針

<基本理念>

高齢者や障がい者、子ども、来訪者など東の玄関口としてだれもが鉄道やバスを利用しやすく、安全・安心に移動でき、施設が利用しやすい新たなまちを目指し、連携や協働によりともに築き上げるまちづくりを目指す

鶴川駅は、市外も含めた一帯の拠点としての商業、業務、文化などの機能を誘導する副次核であり、東の玄関口として駅周辺は土地地区画整理事業により商業施設や文化施設など整備が進められてきました。鶴川駅周辺再整備方針に基づき、安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間の実現を目指して、駅北口広場の再整備（商業施設の再編含む）、駅南北自由通路の整備及び駅舎改良、南土地地区画整理事業などの事業が進められています。

交通マスタープランの基本目標である「だれもが中心市街地へ訪れやすく、回遊して楽しめるようにする」の実現に向けて、高齢者や障がい者、子ども、商業施設や公園を訪れる来訪者など、だれもが鉄道駅やバスの乗り換えがしやすい利便性の高い環境、日常の買い物やコミュニティ活動、週末の買い物・レジャーを楽しむため、安心して移動でき、緑の街並みを楽しみながらゆったりとした気分で歩くことのできる環境、市民や民間等の連携や協力のもと、公共公益施設だけでなく、民間建物等のバリアフリー化を進めて利用しやすい環境を目指します。

<基本方針>

基本理念を達成するため、次のような3つの基本方針を設定しました。

基本方針1：東の玄関口としてすべての人が鉄道やバスを利用しやすく乗り換えしやすい環境を目指す

基本方針2：安全・安心に移動でき、施設が利用しやすい新たなまちを目指す

基本方針3：行政・事業者・市民等の協働によるバリアフリー化の推進を目指す

2. 重点整備地区の位置・区域

重点整備地区の位置・区域は、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件に従い、バリアフリー基本構想策定時から変化した概況と鶴川駅周辺再整備方針に基づいた各種計画概要を踏まえて設定しました。

南口土地地区画整理事業区域（2019年3月変更）とバリアフリー基本構想策定時の生活関連施設の敷地および新設された施設までの範囲を重点整備地区に追加しました。（裏面を参照）

3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

①生活関連施設

生活関連施設は、バリアフリー基本構想策定時に設定した生活関連施設を基に、生活関連施設として特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を設定しました。なお、新たに南口土地地区画整理事業で計画されている商業地、北口側で新設された施設を追加しました。（裏面を参照）

②生活関連経路の設定

生活関連経路は、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件を踏まえて、生活関連経路を設定しました。

駅北口広場の再整備と南口土地地区画整理事業により整備される駅舎・駅前広場と駅南北自由通路及び西側の北口と南口を結ぶ計画道路において、駅から施設を結ぶ経路を生活関連経路に追加し、南口土地地区画整理事業区域内は、事業完了時に商業地を結ぶ経路を生活関連経路に設定しました。

なお、整備に伴いなくなる現在の生活関連経路は、駅周辺再整備事業完了時に削除します。（裏面を参照）

4. 実施すべき特定事業

特定事業は見直した新たな生活関連施設や生活関連経路に、既基本構想の特定事業の進捗状況（完了を除く）を踏まえて検討し設定しました。（裏面を参照）

①公共交通特定事業

公共交通特定事業は、特定旅客施設（小田急小田原線鶴川駅）と特定車両など（神奈川中央交通株式会社、小田急バス株式会社）を対象としました。（裏面を参照）

②道路特定事業

特定事業の早期実現を図るために、地区や経路の特性を踏まえて、全ての生活関連経路を、優先的に整備を進める最重要生活関連経路に設定しました。（裏面を参照）

③建築物特定事業

特定旅客施設を除く生活関連施設において、事業の実現性や高齢者、障がい者を含む不特定多数の人によく利用される公共性の高さを考慮して、優先的に整備を進める「最重要生活関連施設」を選定しました。（裏面を参照）

5. その他の事項

○今回検討されたバリアフリーの指摘内容は、基本構想における特定事業の対象となるもの以外に、鶴川駅周辺再整備方針に基づく整備により対応するものが多く、整備時期が15年後など長期にわたることから、鶴川駅舎改良事業と駅北口広場等再整備事業へ反映されるように、それら内容を「再整備の際に留意すべき点」として基本構想に付記しました。（内容は、当基本構想の別紙を参照）

○鶴川駅前周辺の放置自転車は、視覚障害者誘導用ブロック上に置かれて歩行の妨げになっています。交通安全特定事業における指導取り締まりの実施や事業者における視覚障害者誘導用ブロック位置変更や駐輪スペースの検討等とともに、視覚障害者誘導用ブロック上に駐輪しないように市民一人一人がバリアフリー化を心掛けることも重要です。

<検討の経緯>

鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想における駅周辺エリアの改定は、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、地域住民等で構成されている福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会において、概ね1年間検討を進めてきました。特定事業の整備状況と、新たなまちづくり計画のバリアフリーにおける問題・課題を把握するために、会員等による現地点検を行いました。



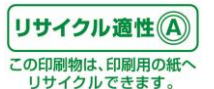
現地点検の様子

発行：2020年3月

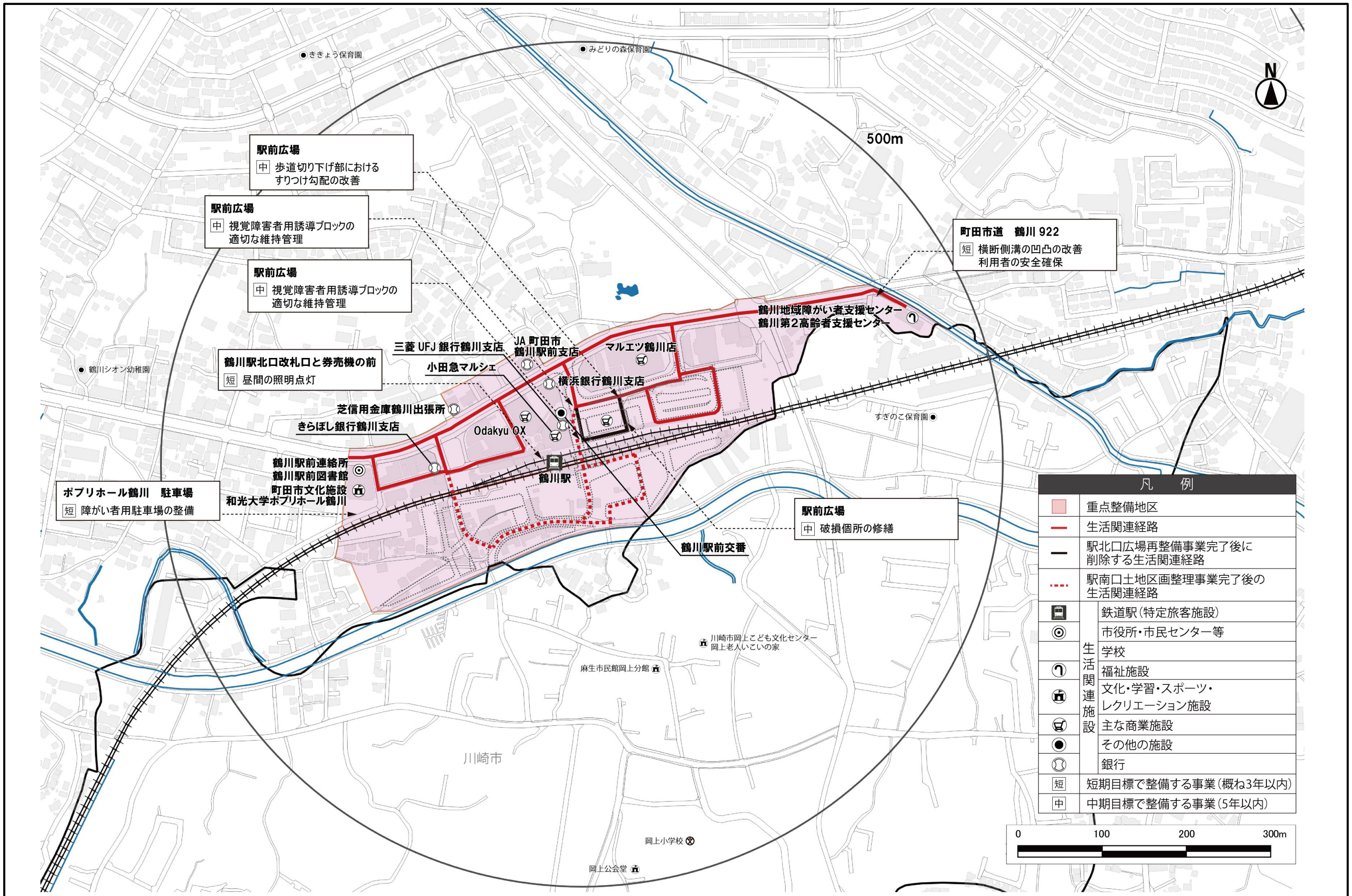
お問い合わせ：町田市都市づくり部交通事業推進課

〒194-8520 町田市森野2-2-22 電話：042-724-4260 FAX：050-3161-6322

Email：toshi110@city.machida.tokyo.jp



鶴川駅周辺地区（駅周辺エリア） バリアフリー基本構想【事業内容】



凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	駅北口広場再整備事業完了後に 削除する生活関連経路
	駅南口土地区画整理事業完了後の 生活関連経路
	鉄道駅(特定旅客施設)
	市役所・市民センター等
	学校
	福祉施設
	文化・学習・スポーツ・ レクリエーション施設
	主な商業施設
	その他の施設
	銀行
短	短期目標で整備する事業(概ね3年以内)
中	中期目標で整備する事業(5年以内)